

# 患者及び支援チーム登録までの流れ

令和2年4月

## ①事前確認

利用者は、利用者間で事前に話し合い、電子@連絡帳で情報共有することを確認すると共に、患者から同意を取得する支援チームメンバーを決める。(必要に応じて行政や医師会事務局の協力を得ながら、可能な限りかかりつけ医等に参加を呼びかける)



## ②患者への説明・同意取得

患者から同意を取得する支援チームメンバー(ケアマネジャーや訪問看護師等)は、電子@連絡帳を利用した情報共有について患者に説明し、「登録申込及び個人情報共有に関する同意書」(以下、「同意書」という。)を得る。



## ③同意書FAX

同意取得者は、同意書の写しを医師会事務局に持参又はFAXする。  
※同意書は、患者(家族)が原本を保管する。同意取得者は写しを保管する。  
所在地:取手市野々井1926番地 FAX:0297-70-7288



## ④患者登録と支援チーム登録

同意取得者は、同意書と各種被保険者証等を参照して患者情報(氏名、カナ等)と支援チームメンバーを登録する。  
(誤った情報を登録することがないように、各種被保険者証等をよく参照してください。)



支援チームによる情報共有スタート

※登録できる患者条件・・・原則、取手市・守谷市・利根町在住者で患者(家族等)の同意を得た方が対象です。  
※参加できる事業所条件・・・2市1町にかかわる医師会(歯科医師会・薬剤師会)、訪問看護事業所、介護サービス事業所等が対象です。  
患者さんの死亡等による終了の際には、同意を取得した事業所の管理者において、支援中止をお願いします。

取手市医師会事務局 TEL:0297-70-7277